

国際交流団体が行う国際交流事業に係る補助金交付規準

国際交流団体等が行う国際交流事業に係る補助金交付要綱(平成2年11月9日定め)の補助金については、次の規準により交付する。

(補助対象事業及び経費)

第1条 補助対象事業及び経費については、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業

補助対象事業は、国際交流、国際協力、国際理解に関する事業で概ね次のとおりとする。

交流会、会議、講演会、シンポジウム、啓発展示、研修会、その他友好交流及び国際理解を深める活動

(2) 補助対象経費

補助対象経費とする経費は、会場使用料(備品使用料を含む)、講師旅費・謝礼(旅費は国内講師に限る)、印刷経費、通信運搬費、その他事業の直接経費で適当と認められる経費とする。

※ 海外渡航費、海外からの招聘旅費、団体構成員・事業参加者の旅費、団体の管理運営費は対象外とする。

※ 飲食に要する経費は、対象外とする。

(適用除外)

第2条 営利を目的とする事業、政治活動又は宗教活動に関する事業及び公序良俗に反する事業については、対象としない。

(適用順位)

第3条 適用にあたっては、以下に留意するものとする。

- (1) 国際交流を主たる目的とする団体の事業を優先する。
- (2) 継続性の期待できる取り組みを優先する。
- (3) 他の機関から助成を受ける事業については、後順位とする。
- (4) 同一団体が連続して実施する同種の事業の補助は3回までとする。